

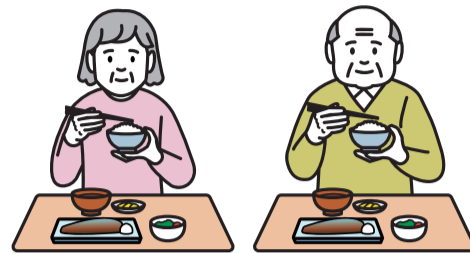
# 後期高齢者医療保険の入院時の食事代が 変更となりました。

令和6年6月1日以降の入院での食事代については次の表のとおりに変更となりました

## ①入院時食事療養費（一般病床、精神病床等に入院したとき）

食費の標準負担額（1食あたり）

負担区分		食費
現役並み所得者		490円 <sup>※1</sup>
一般Ⅰ・一般Ⅱ		
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	230円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当 <sup>※2</sup>	180円
低所得者Ⅰ		110円
老齢福祉年金受給者		
境界層該当者		



- ※1 指定難病患者の方は、280円の場合もあります。  
また、平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円の場合もあります。
- ※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院数が90日（低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限ります）を超える場合は、役場国民健康保険係で長期入院該当申請をしてください。

## ②入院時生活療養費（医療療養病床<sup>※3</sup>に入院したとき）

食費・居住費<sup>※4</sup>の標準負担額（食費は1食あたり、居住費は1日あたり）

負担区分	医療区分Ⅰ (右に該当しない方)		医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方) <sup>※5</sup>		指定難病患者	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者	490円 <sup>※6</sup>	370円	490円 <sup>※6</sup>	370円	280円	0円
一般Ⅰ・一般Ⅱ			230円		230円	
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	370円	180円	370円	180円	
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当 <sup>※2</sup>		110円		110円	
低所得者Ⅰ	140円	0円	110円	0円	110円	
老齢福祉年金受給者	110円		110円		110円	
境界層該当者	110円	0円	110円	0円	110円	

- ※3 「医療療養病床」は保険医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする方のための病床です。
- ※4 「居住費」は療養病床に入院しているときの光熱水費相当額の負担分です。
- ※5 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）。例えば、人工呼吸器、中心静脈栄養等に要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な方、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などのことです。
- ※6 保険医療機関の施設基準等により450円の場合もあります。

## 高森高校体育施設の利用について



熊本県立学校の体育施設は「熊本県立学校体育施設の利用に関する条例」に基づき、県民の体力の増進を図ることを目的として利用することができます。

高森高校では体育館、運動場、テニスコートが対象です。  
利用にあたっては、使用許可申請書の提出、使用料の納付が必要です。  
本校の教育活動を優先するため、使用できない日や時間帯がありますので、ご利用を検討される体育団体等は、事前にお問い合わせください。

☎ 高森高校事務室 ☎ 0967-62-0185



## New OPEN 会員制カラオケ

時間	曜日	月	火	水	金
12:00~15:00		○	○	○	○
17:00~20:00		○	○	×	○

## ブルーグラス

[受付は食事処旨乃蔵]

月会費 3,300円/人

◎完全予約制 ◎2名様から利用

※会員のご家族は会員様同伴であればお一人様1,000円/回にてご利用できます。

詳しくはお問い合わせください！

住所 阿蘇郡高森町高森 2814 tel 0967-62-2050

